平成２５年（フ）第１１７号
鹿児島県薩摩川内市百次町1834番地
債務者　有馬るみ子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
福島県いわき市常磐関船町堀田10番地の４
債務者　遠藤　美江
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２２６号
長野県安曇野市穂高4349番地１
債務者　田中　**靜**子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２２９号
京都市伏見区竹田狩賀町１番地　市営住宅７棟208
債務者　ちよみこと　岸　千代美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４６号
京都府宇治市大久保町久保23番地の16　平石マンション302号
債務者　平本　将太
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
松江市上乃木２丁目７番20号
債務者　福井　功児
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５１号
広島県竹原市竹原町3169番地11
債務者　立田　満博
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１６０号
広島県呉市阿賀南１丁目７番37―511号
債務者　瓢ナティビダッドこと　ヒサゴ　ナティビダッド　アプティ
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３３号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台10番５号公住103―406
債務者　寺田せき子（旧姓月山）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第６１１号
埼玉県川越市泉町２番地26レーベンスクエアサントレッセ424号室
債務者　村山　　碧（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０号
福井県小浜市生守第６号14番地、申立時の住所福井県小浜市大手町９番39号
債務者　江波　　肇
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第４９０３号
大阪府大東市深野５丁目８番12号
債務者　古賀　智香（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８４号
大阪府豊中市蛍池北町２丁目３番30―102号
債務者　高田　昌幸
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２２５号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目１番19号
債務者　髙島英信こと　髙　　英信
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２５０号
大阪府高槻市天川新町14番２号
債務者　小野　愛美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１５号
大阪府寝屋川市下木田町20番４号
債務者　**鶺**野　大樹
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４０号
大阪府寝屋川市大成町４番11号
債務者　繰井久美子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部